



# 眠っている農業用遊休資産を有効活用したい方へ ～農業資産マッチング事業～

## 「農業資産マッチング事業」とは？

「農業資産マッチング事業」とは、離農や経営規模の縮小を考えている農業者が所有している、譲りたい農業機械や施設（農業用遊休資産）の情報を登録・公開することで、新規就農者などの担い手農業者に継承するお手伝いをする事業です。  
※農業用遊休資産・・・既に使用されなくなった、または使用されなくなる見込みの畜舎、農業用ハウス、農業用機械、農業用設備などを言います。  
※農業用遊休資産が立地している土地を含みます。



## 資産継承の対象になる方

南九州市内で農業を営むことを目的に、農業用遊休資産の利活用を希望する方。

## 提出書類について

提出項目	資産の登録の場合	利用申込の場合
必要書類	登録申込書と登録カード	利用申込書
備考	登録したい農業用遊休資産の情報を登録カードに記入し、登録申込書と一緒に担当窓口へご提出ください。	利用したい農業用遊休資産を市ホームページで見つけたら、利用申込書を担当窓口へご提出ください。

## 書類の受取・提出はこちら

### 1：担当窓口で受け取る

右記の窓口で書類をお受け取り下さい。  
記入後の書類も右記の窓口にご提出ください。

### 2：市ホームページでダウンロードする

事業の詳細や記入例もご確認いただけます。書類は右記の窓口にご提出ください。



詳細はこちら

### <書類の受取・提出先>

- ・ 額姓庁舎本館 2階 農業振興課生産流通指導係
- ・ 知覧庁舎本館 1階 知覧支所農林係
- ・ 川辺庁舎別館 1階 川辺支所農林係
- ・ 額姓庁舎本館 2階 農業振興課畜産係 (畜産関係の方はこちら)
- ・ 知覧文化会館 茶業振興課知覧茶振興係 (茶業関係の方はこちら)

## 注意事項

市では、農業用遊休資産の情報提供および連絡調整は行いますが、登録者と利用申込者の間で行われる農業用遊休資産の売買、賃貸借等に関する交渉・契約に関する仲介行為は行いません。何卒ご了承くださいませようお願いします。

## 農業資産マッチング事業の登録・利用の手順

### 農業資産を登録したい方 (登録者)

- 1 農業資産の登録申込**  
登録申込書と登録カードを市役所の担当窓口へ提出して、農業用遊休資産の登録を申し込む。
- 2 現地調査**  
登録カードに記載された情報が合っているか、市役所の担当職員と一緒に農業用遊休資産を確認する。
- 3 登録完了→情報公開**  
現地確認後、登録完了通知書が市役所から届く。登録完了後、市ホームページで情報が公開される。登録期間（約2年間）は農業用遊休資産の保管・維持管理が必要。
- 4 利用申込の連絡がくる**  
市役所の担当職員から、利用申込者の名前・電話番号の連絡がある。
- 5 利用申込者から連絡がくる**  
利用申込者から直接連絡がある。契約交渉の日程調整をする。

### 農業資産を利用したい方 (利用申込者)

- 1 農業資産を探す**  
市ホームページまたは市役所の担当窓口で、利用したい農業用遊休資産があるか探してみる。
- 2 利用申込書を提出**  
利用したい農業用遊休資産を見つけたら、利用申込書を市役所の担当窓口へ提出する。
- 3 市の連絡を待つ**  
市役所の担当職員から登録者へ連絡し、利用申込者の名前・電話番号を伝えるので、その間待つ。
- 4 登録者に連絡する**  
市役所の担当職員から、登録者への連絡完了のお知らせがあった後、登録者に直接連絡し、契約交渉の日程調整をする。

### 登録者と利用申込者で直接契約交渉する

### 6 交渉結果を市に報告

交渉結果報告書を市役所の担当窓口へ提出し、契約交渉の結果成立したか、不成立だったかを報告する。報告後、資産の引き渡し・金銭のやり取りをする。

### 5 資産の引き渡し・支払い

登録者が、交渉結果報告書を市役所の担当窓口へ提出した後、資産の引き渡し・金銭のやり取りをする。

### マッチング完了！